

平成31年第1回定例教育委員会会議

- 1 日 時 平成31年1月23日（水曜日）
午後1時30分～午後3時03分
- 2 場 所 中央図書館 2階 集会室
- 3 出席委員 教育長 山口 武士
委 員 小野寺 巧
委 員 簗輪 菊雄
委 員 五十嵐 洋太
委 員 渡部 利枝子
- 4 署名委員 委 員 簗輪 菊雄
- 5 説明職員 教育部長 林 みどり 教育相談室長 齊 藤 七 実
教育部長 北 田 裕 一 鶴瀬公民館長 富 塚 一 資
教育政策課長 鈴木 誠 南畑公民館長 荒 居 良 宏
生涯学習課長 鳥 海 謙 一 水谷公民館長 和 田 晋 治
学校教育課長 小 林 正 剛 水子貝塚資料館長 加 藤 秀 之
小中学校連携教育推進担当課長 武 田 圭 介 学校給食センター所長 小 泉 肇
- 6 傍 聴 者 1人
- 7 議題及び議事の概要

日程第一 議事事項

議案第1号 平成31年度富士見市教育行政方針について

[顛末] 原案のとおり議決した。

議案第2号 富士見市立学校小中一貫教育基本方針について

[顛末] 原案のとおり議決した。

議案第3号 平成31年度富士見市一般会計予算案について

[顛末] 原案のとおり議決した。

議案第4号 富士見市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について
〔顛末〕 原案のとおり議決した。

日程第二 報告事項

- (1) 教育委員会教育長職務代理者の指名について
- (2) 専決処理の報告について（教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。）
- (3) 専決処理の報告について（教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。）
- (4) 平成30年度の教育行政について
- (5) 感染性胃腸炎（ノロウイルス等）の発生に伴う対応基準マニュアルの策定について

その他

- (1) 平成31年富士見市成人式典について
- (2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン登録決定について
- (3) 「平和学習会」の開催について
- (4) 南畑まちCaféの開催について
- (5) 南畑ふれあい劇場の開催について
- (6) 文化公演会の開催について

会議の進行状況

- 教育長 開会宣言（午後1時30分）
事務局 前回の会議録朗読
教育長 署名委員に簗輪菊雄委員を選任します。
- 教育長 ここでお諮りいたします。昨年12月に小野寺巧委員が再任され、改めて教育長職務代理者を指名させていただいておりますので、報告事項（1）の教育委員会教育長職務代理者の指名につきましては、報告事項ではございますが、議事の前に報告させていただきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
〔各委員賛同〕
- 教育長 また、報告事項（2）及び（3）の専決処理の報告につきましては、個人情報及び人事にかかわる案件のため、すべての議事事項等が終了した後に、非公開として取扱いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
〔各委員賛同〕
- 教育長 それでは、「報告事項（1）教育委員会教育長職務代理者の指名について」を議事の前に、「報告事項（2）及び（3）専決処理の報告について（教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。）」を非公開とし、本日の最後に審議することとします。
- 教育長 報告事項（1）教育委員会教育長職務代理者の指名について報告いたします。お示しした報告事項（1）の資料のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長職務代理者を教育長が指名することになっています。平成30年12月22日づけで「小野寺巧委員」を指名しましたので、ご了承願います。

日程第一 議事事項

議案第1号 平成31年度富士見市教育行政方針について

【説明】

- 教育長 教育部長から提案理由をお願いします。
教育部長 提案理由を説明。
教育政策課長 資料に基づき概要を説明。

【質疑】

なし

教育長 「議案第1号 平成31年度富士見市教育行政方針について」を提案のとおり議決してよろしいでしょうか。

[各委員賛同]

教育長 「議案第1号 平成31年度富士見市教育行政方針について」は議決されました。

議案第2号 富士見市立学校小中一貫教育基本方針について

【説明】

教育長 教育部長から提案理由をお願いします。

教育部長 提案理由を説明。

小中学校連携教育推進担当課長 資料に基づき概要を説明。

【意見・質疑内容概要】

教育委員 この基本方針は市内教育のターニングポイントになると考えています。9年間の義務教育でどのような子どもを育てるのかという観点から、一貫性のある教育を行っていくことが、この基本方針のコンセプトであると捉えました。十数年前に「中1ギャップ」の解消が小中連携の目的のように喧伝された印象を持っているのですが、そんな単純なものではないと思います。教育現場ではいろいろと頑張っているところですが、日本財団が発表した統計調査によると不登校の児童生徒は約12万人、かくれ不登校を含めると約30万人を超える不登校状態になっていると指摘されています。まずはそのことを抑えておく必要があると思います。それから生物体としての発達の観点から見ると、中高生の方がより近似していますので、小中一貫よりは中高一貫が先行して実践されてきていると捉えています。小中一貫の状況ですが4年前の平成26年になると思いますが、国立教育政策研究所が実態調査を行った報告書によると、小中一貫教育を実際に実行している学校は211校であり、その中で9年間の教育目標と9年間の一貫した教育課程の両方を作っているのは、3割に満たない状況であると述べられていました。現実的には「中1ギャップ」という言葉で子どもたちのギャップに焦点があてられましたが、実際にこの基本方針を実践していくときは、小学校と中学校の先生方が大きなギャップを持っていると思いますので、基本方針に基づいて先生方がしっかり議論して、内容を作り上げていくという実践が最も大切なこととして求められていくのではないかと考えています。長いスパンで恐らく4分の1世紀位を掛けて壮大な実験をするのだという構えで行った方がよいと抑

えました。最後に一つ課題として注目したいと思っていることは、戦後70年余り6・3の義務教育の体制が行われてきましたが、小学校6年生は最高学年として、子どもたち自身の成長にとっては一つのエポックを画してきたと捉えています。それが9年間という課程になると、そのことが埋もれてしまう可能性があるかと捉えたときに、その最高学年としての成長の条件と9年間の一貫という一つの矛盾する扱いがどのように展開されていくのか注目点として、見ていきたいと思っています。

教育長

この小中一貫教育基本方針を策定するにあたり、事務局でも画一的な一貫校を目指すものではないというところから話が始まりました。また、目指すものが、今決めたものが未来へ続くものでもないことも抑えています。現状や社会の変化に合わせて考えていくものでもありませんし、進めていながら試行錯誤する部分が当然でてくるであろうと思っています。その中でよりスムーズな9年間の教育が進むことが第一の目的であって、中1ギャップについては、入口の部分としては課題の一つとして捉えています。その解消が目的ではないと捉えています。教育は全てそうですが時代の変化、子どもの実情に合わせて、その時に執れる最善の方策を執っていくべきであると思います。今、ご意見の中に実験ということがでてきましたが、教育に実験は馴染まないと私自身は思っていて、試行錯誤の中でより良いものを積み上げていくという形での方法と捉えさせていただければと思っています。大事なことは小学校、中学校がこれまで培ってきた文化や教育内容、方法について、継承しながら、お互いに尊重しながら、いいところを取り入れて、それぞれがより成長していくことであり、9年間の一貫校を目指すものではないというのは、そういうところがありますので、小学校、中学校の良い文化は残し、お互いが理解しながら、尊重し合いながら、そのことを大事にしていきたいと考えています。

教育委員

中学校区ごとに「目指す児童生徒像」を設定するとなっていますが、走ることが苦手な子や勉強が苦手な子がいる中で、同じ方向を目指すということは、型にはめてしまうのではないのでしょうか。「目指す児童生徒像」とはどのようなことなのでしょう。

小中学校連携教育推進担当課長

この「目指す児童生徒像」は、今も小学校、中学校がそれぞれ作っているものです。算数ができる子どもを作るといった狭義の話ではなく、明るく元気で規律正しくであるとか、もう少し広いものです。ただその中で小学校や中学校が別々に作って、小学校が目指していたものは小学校で終了し、新たな3年間が始まるということではなく、そ

の学校区の中で統一的にこういう子どもを育てていきたいと思いますという理想像を話し合い、小学校も中学校も同じゴールを目指して進めていこうというものです。

教育委員 学校区ごとに目指す方向が違ってくるのでしょうか。

小中学校連携教育推進担当課長 地域性があると思います。例えば、学習面で強い領域と弱い領域が中学校区で違うところがあります。特にこの領域を頑張っていこうというものが中学校区ごとにあると思いますので、実態を基に作っていこうというものです。

教育長 「議案第2号 富士見市立学校小中一貫教育基本方針について」を提案のとおり議決してよろしいでしょうか。

〔各委員賛同〕

教育長 「議案第2号 富士見市立学校小中一貫教育基本方針について」は議決されました。

議案第3号 平成31年度富士見市一般会計予算案について

【説明】

教育長 教育部長から提案理由をお願いします。

教育部長 提案理由を説明。

教育政策課長 資料に基づき概要を説明。

生涯学習課長 資料に基づき詳細を説明。

【意見・質疑内容概要】

教育委員 要求額より内示額が増えた理由を教えてくださいませんか。

水子貝塚資料館長 空調設備の工事費用について、予算要求の際は概算で積算していましたが、施設担当課から正確な設計が上がってきましたので、予算査定の段階において、正確に積算をし直したものです。

教育委員 生涯学習課のスポーツ大会誘致事業は、無くなってしまおうのでしょうか。

生涯学習課長 事業名としては無くなりますが、要求した予算については、生涯スポーツ推進事業に付け替えられています。

教育長 「議案第3号 平成31年度富士見市一般会計予算案について」を提案のとおり議決してよろしいでしょうか。

〔各委員賛同〕

教育長 「議案第3号 平成31年度富士見市一般会計予算案について」は議決されました。

議案第4号 富士見市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】

教育長 教育部長から提案理由をお願いします。

教育部長 提案理由を説明。

生涯学習課長 資料に基づき概要を説明。

【意見・質疑内容概要】

教育委員 条例改正後の利用者の増員は、どれ位見込んでいるのでしょうか。

生涯学習課長 現状のスポーツジム・スタジオの利用については、1日150人から160人の利用となっています。この条例改正によって、また、指定管理者のさまざまな施策によって、増える要素がありますので、1日200人程度の目標を考えています。

教育委員 この利用料金の改定については、どのように周知をされるのでしょうか。

生涯学習課長 市として、また、指定管理者としてもしっかりとPRしてまいります。

教育委員 改正後は、スポーツジム・スタジオの利用時間が2時間と3時間に分かれますので、月額利用者の1日の利用が3時間までであることを注意書きなどで示す必要があると思うのですがいかがでしょうか。

生涯学習課長 利用者の目線に立って分かり易い表記でPRしてまいります。

教育委員 この提案は別表第1の改正ですが、別表第2の内容を教えてくださいませんか。

生涯学習課長 高齢者や子どもの利用についての減額や増額する場合などの内容となっています。

教育長 「議案第4号 富士見市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について」を提案のとおり議決してよろしいでしょうか。

〔各委員賛同〕

教育長 「議案第4号 富士見市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について」は議決されました。

日程第二 報告事項

(4) 平成30年度の教育行政について

【説明】

教育政策課長 資料に基づき概要を説明。

各課所室館長 資料に基づき、現時点の進捗状況、成果、課題を説明。

【意見・質疑内容概要】

- 教育委員 今までは、今回のように進捗状況を報告していただいていたのですが、平成31年度の教育行政方針案では、きめ細かに施策の進捗状況を報告するとされています。具体的なイメージがありましたら教えていただけますでしょうか。
- 教育政策課長 例えば、教育政策課で所管している学校の大規模改造工事については、実施についての議決をいただいたケースは今までもありました。また、進捗状況の報告については、毎年、この場を通じて初めて申し上げている事実もあります。今後は、工事が完了した段階でその都度報告をさせていただければと思っています。また、各所管においても様々な事業を展開していますので、大きな事業以外の細かい取組みについても年度末にまとめて報告するのではなく、その都度報告させていただく方向で進めていければと思っています。
- 教育委員 教育委員会会議の今までの経過では、学校教育課と生涯学習課の担当課長については、議案等の関係から必ずと言ってよいほど、毎回、発言をしていただいています。教育委員会会議の大切な視点であると思いますので、他の館長や所長についても、輪番とはいいいませんが、きめ細かな進捗状況の報告を含めて是非検討していただきたいと思います。
- 教育政策課長 きめ細かな報告については、課題として捉えていたところがありますので、ご意見を踏まえながら事務局で検討させていただきます。
- 教育委員 特別支援学校の社会学習について、例えば、子ども大学の体験であるとか、障がい者の方が働いている職場を見学するであるとか、現在の取組みを教えていただけますでしょうか。
- 教育部長 高等部の2年生と3年生については、将来の自立を目指して職場体験学習をしながら進路先、就職先を決める学習に一生懸命取り組んでいます。
- 教育部長 特別支援学校の教育課程そのものが、子どもたちの実態を踏まえて自立するための活動であるとか、生活単元学習であるとか、体験については小・中学校よりも多くなっています。そこで、課題として捉えているのは、小・中学校については学校運営支援者協議会などを通じて、地域の方に事業により多く入っていただくことが進んでいますが、特別支援学校については、学校運営支援者協議会はあるのですが、学区が市内全域であることもあり、地域の方との連携は小・中学校ほど進んでいない状況があります。特別支援教育に対する理解を進めるにも効果があるので、地域の方の協力をより多く取り入れていけるようにしていきたいという思いがあります。

(5) 感染性胃腸炎（ノロウイルス等）の発生に伴う対応基準マニュアルの策定について

【説明】

学校給食センター所長 資料に基づき概要を説明。

【質疑】

なし

その他

(1) 平成31年富士見市成人式典について

【説明】

生涯学習課長 資料に基づき詳細を説明。

【質疑】

なし

(2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン登録決定について

【説明】

生涯学習課長 資料に基づき詳細を説明。

【質疑】

なし

(3) 「平和学習会」の開催について

【説明】

鶴瀬公民館長 資料に基づき詳細を説明。

【質疑】

なし

(4) 南畑まち Café の開催について

【説明】

南畑公民館長 資料に基づき詳細を説明。

【質疑】

なし

(5) 南畑ふれあい劇場の開催について

【説明】

南畑公民館長 資料に基づき詳細を説明。

【質疑内容概要】

教育委員 南畑公民館の駐車場が満車の際は、他の駐車場に誘導していただくことはできないでしょうか。

南畑公民館長 ご意見を踏まえ検討してまいります。

(6) 文化公演会の開催について

【説明】

南畑公民館長 資料に基づき詳細を説明。

【質疑】

なし

教育長 暫時休憩します。

休憩 午後2時54分

再開 午後2時55分

教育長 再開します。

日程第二 報告事項

(2) 専決処理の報告について（教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。）

<非公開案件につき内容は省略>

(3) 専決処理の報告について（教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。）

<非公開案件につき内容は省略>

教育長 閉会宣言（午後3時03分）